

佐渡市地区防災計画 作成例

災害に強い島づくりを目指して



令和6年6月

佐 渡 市 総 務 部 防 災 課

1 地区防災計画の作成例

地区防災計画の作成にあたって、次の参考例をもとに地区での意見交換を踏まえ作成しましょう。また、参考例にとらわれず盛り込みたい内容があれば記載しましょう。

参考例 表紙

〇〇地区防災計画（案）

（地区のスローガンなど）

令和 年 月

〇〇集落自主防災会

1 基本方針

〇〇集落の地形をみると、どの災害に対しても大きな被害が予想される。被害を最小限にするためにも、市の防災計画に沿いながら、地区の実情に即した実効性のある計画を立てたい。

2 計画対象と策定主体

(1) 計画対象地区

〇〇集落 世帯数〇〇戸 地区人口 〇〇人 (R 5 〇月〇日現在)

(2) 計画策定主体

団体名称 〇〇集落自主防災会

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

- ・ 海岸に平行に県道佐渡一周線が通っている。旧道が集落内を佐渡一周線と平行に通っている。
- ・ 〇〇集落との境に2級河川の「〇〇川」が流れている。
- ・ 集落も海岸線に沿って形成されている。海岸は砂浜と岩場となっている。砂浜は海水浴場となっており、岩場はキャンプ場となっている。
- ・ 集落の背後ががけ崩れ等土砂災害警戒区域になっている。
- ・ 住宅は海岸の平地にある。

(2) 過去の災害

①新潟地震 (昭和39年) 規模 M7. 5

がけ崩れの被害あり

②新潟中越地震 (平成16年) 規模 M6. 8

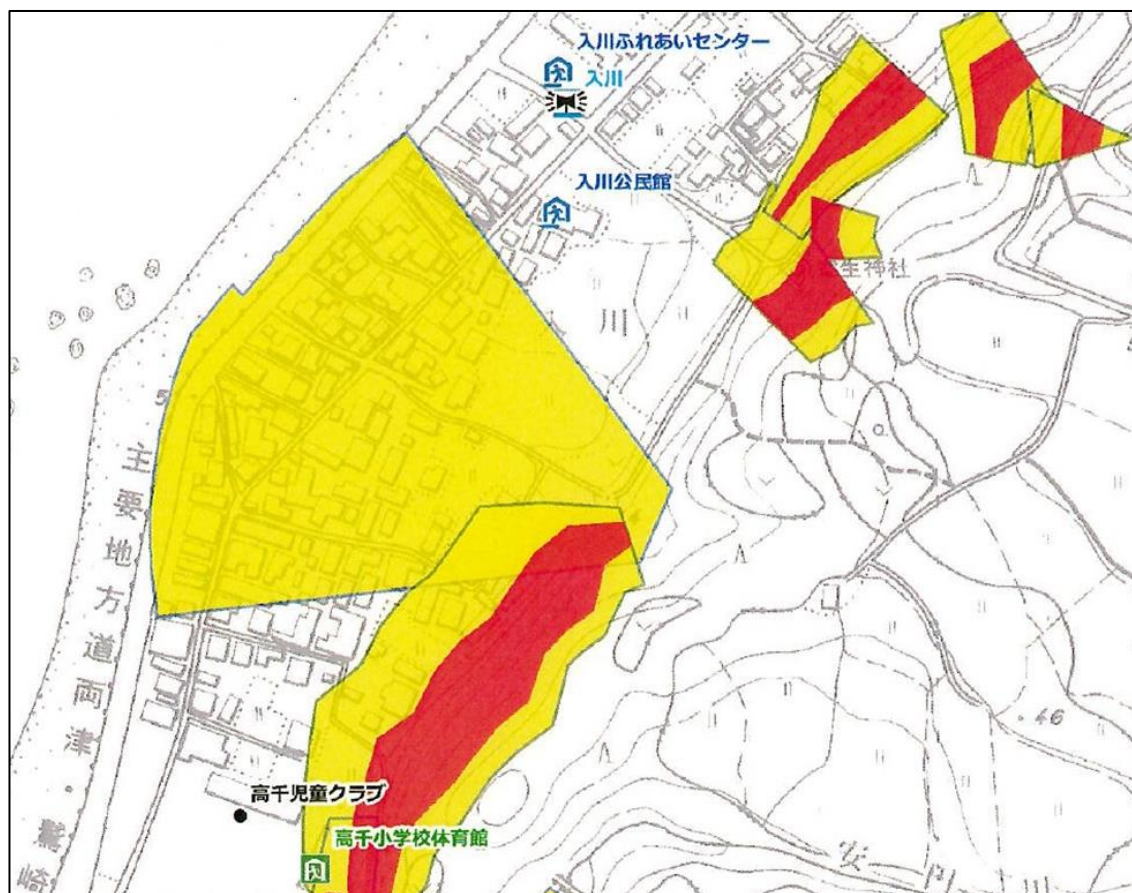
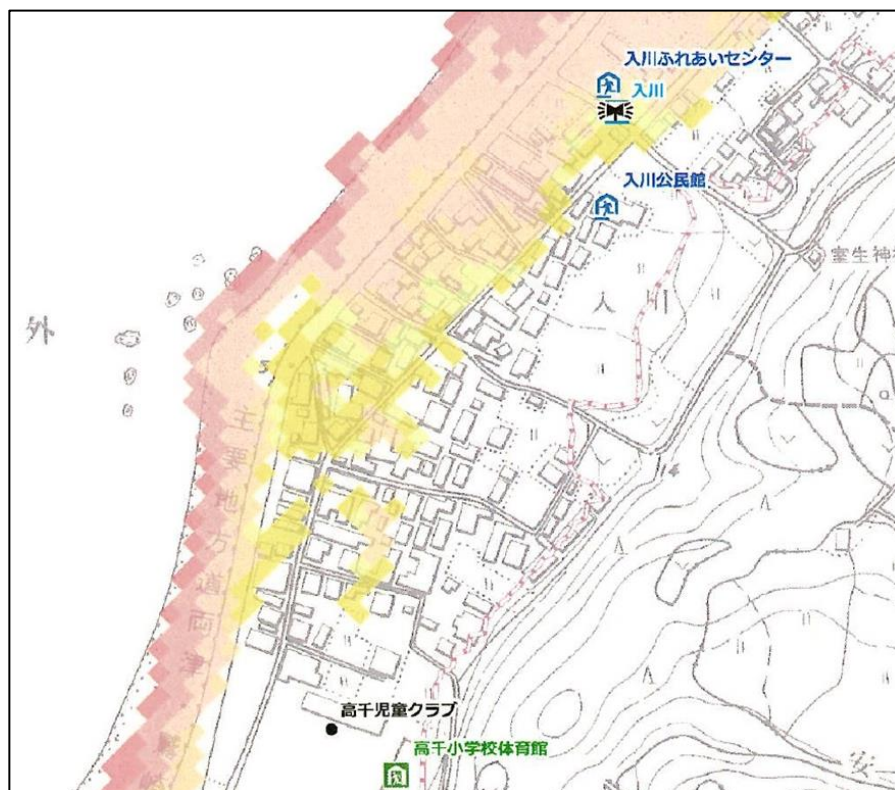
大きな被害はない

(3) 予想される災害

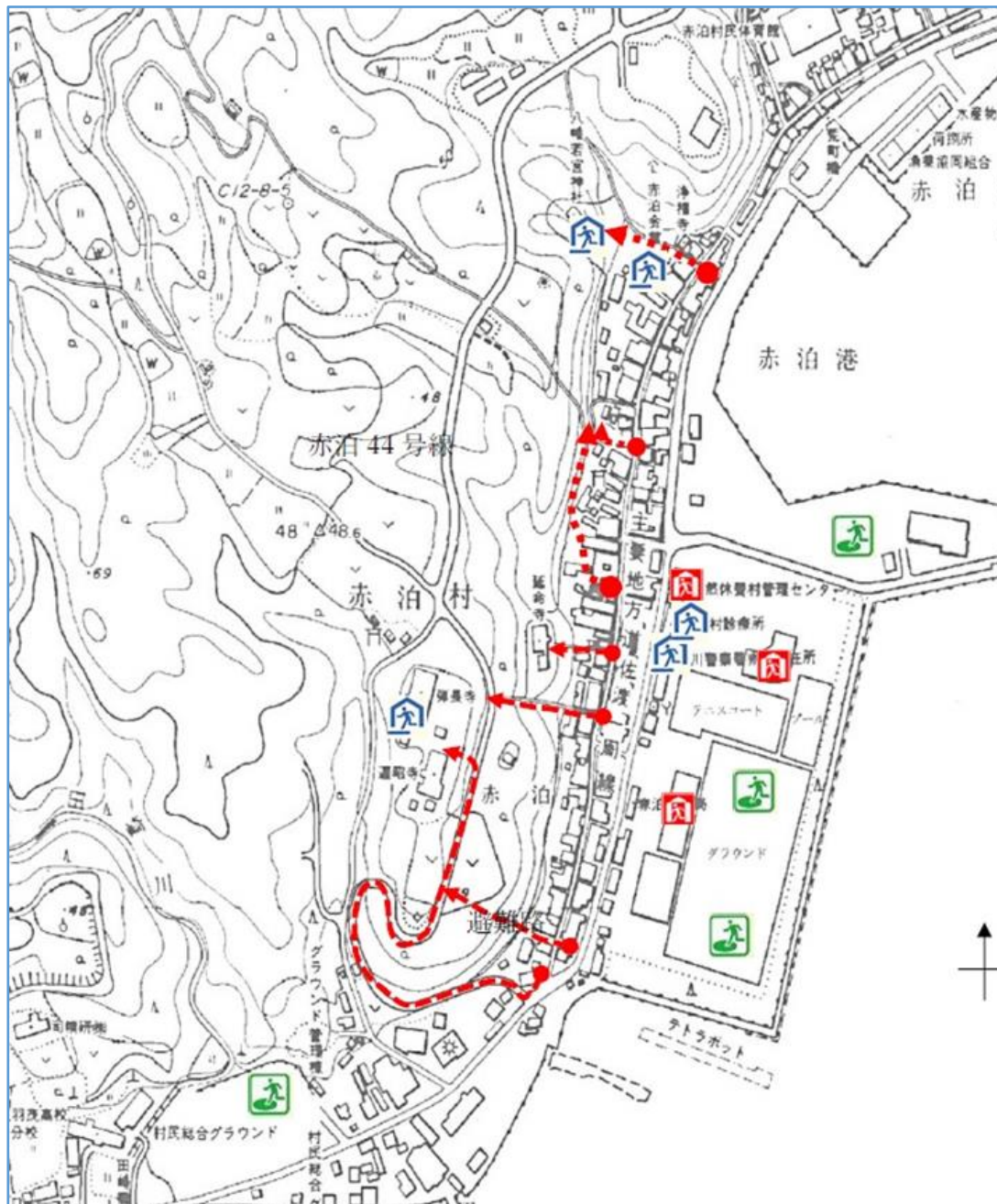
集落は海岸線に沿って形成されている。また海岸段丘の下のわずかな平地に密集しており、津波等に弱い。集落の背後は全域土砂災害警戒区域になっており、避難路の確保が難しい。火災については、狭い土地に密集して住宅が建てられていることから、延焼による大規模火災が想定される。

参考例 本文2

(4) 予想される災害 (ハザードマップ)



地区防災マップ・逃げ地図（例）



※この資料は赤泊地区の事例です。

凡例	
指定避難所	
指定緊急避難所	
地区避難所	
避難路	

4 災害予防対策

自主防災会・集落自治会の活動

(1) 組織の編成(別紙参照)

- ①体制図
- ②組織図
- ③活動形態

(2) 地区の安全点検

地区内の危険な場所や防災上問題のある場所などを点検し、改善
改修のため、関係機関に連絡します。

避難路の整備及び安全点検の実施

(3) 防災資機材の整備

災害発生時に使用する防災資機材の点検及び使用方法の点検確認
を定期的の実施する。

(4) 防災訓練の実施

- ①避難誘導
- ②情報の収集・伝達
- ③救出・救助活動
- ④初期消火活動
- ⑤避難所運営

(5) 高齢者や障がい者など避難に支援を必要とする人（避難行動要支援者） の避難対策

- ①個別の計画を作成する。

5 災害応急対策

- ・高齢者・障がい者を含めた、全集落民の安全な避難を目的とする。
- ・避難となった場合、落ち着いて行動する。

(1) 避難の判断

- 自主避難、高齢者避難の場合自主防災組織と集落自治会とで避難の判断をする。
- 佐渡市より避難指示が出た場合は即避難となる。

(2) 地区避難場所

- ・避難場所の施設の解錠については施設管理者が責任をもって解錠する。
- 「〇〇公民館」

(3) 災害対策本部の設置

「〇〇公民館」に集落災害対策本部を設置する。
(情報を集約する場所、電話等設置してあるところ)

(4) 避難の伝達

①集落

佐渡市より戸別受信機、屋外スピーカー、広報車等で伝達

②集落住民

佐渡市からの災害情報、報道機関の緊急放送により近所に声掛けしながら避難する。

(5) 避難行動

自身の避難が最優先であること

●地区避難場所に避難する。

避難情報が確認出来たら状況判断して行動する。

※津波の場合は地震による大きな揺れを感じたら近くの高台に、すぐに避難

子供については家族といる場合は一緒に、それ以外は近くの高台に避難し危険が去ったら、家族の待ち合わせ場所へ移動。それについては、事前に待ち合わせ場所を決めておく。

●自宅待機

夕方、夜間に関しては、危険の度合いによるが、自宅待機が望ましい。

参考例 本文6

●早めの避難

佐渡市災害対策本部が設置される頃には、避難が遅れる場合があるので、自主防災会で避難場所の準備、点検をしておき、要配慮者（高齢者、障がい者）については、早めの避難も考える。

●要配慮者（高齢者、障がい者）

要配慮者については別紙名簿により避難する。

民生委員では連絡・救済は対応できないので近隣の住民で声掛けしながら避難する。時間がかかると判断される場合、自宅2階を考える。動かせない場合等については、家の中のどこが安全か決めておく。

●自主防災組織の各班の活動

会長の指示に従い行動

（6）避難完了

●避難者名簿をチェック

自主防災会会長は、避難者の安否確認をする。

避難者は自主防災会会長に報告

●要配慮者の安否確認

避難状況の確認

●消防団に協力

初期消火、救助に当たる。

※避難者は、避難場所集合後は、自主防災会会長の指示に従うこと。安全が確認できるまでは勝手な行動はしない。（災害が終息していないのに、行動して災害に巻き込まれる場合が多い）

（7）情報収集報告

〇〇集落自主防災会（集落）

情報の報告



〇〇地区災害対策本部
佐渡市〇〇支所内
☎〇〇-〇〇〇〇

参考例 本文7

【報告内容】

①避難状況

- ・避難者、要配慮者避難、行方不明者の報告
- ・他地区からの避難者・観光旅行者の避難確認報告

②被害状況

道路状況、断水状況、被災者、集落内被害状況等

③火災発生状況

消防団の活動状況

④ライフライン情報

県道・市道、上下水道、電気

※詳細な情報

被害種別	連絡先機関	電話番号
道路・河川関係	〇〇支所〇〇係	〇〇－〇〇〇〇
農地関係（農道・林道含む） 水産関係	〇〇支所〇〇係	〇〇－〇〇〇〇
上下水道関係	〇〇支所〇〇係	〇〇－〇〇〇〇

6 指定避難所の運営

避難者の滞在及び避難者が避難生活を送るために使用する。

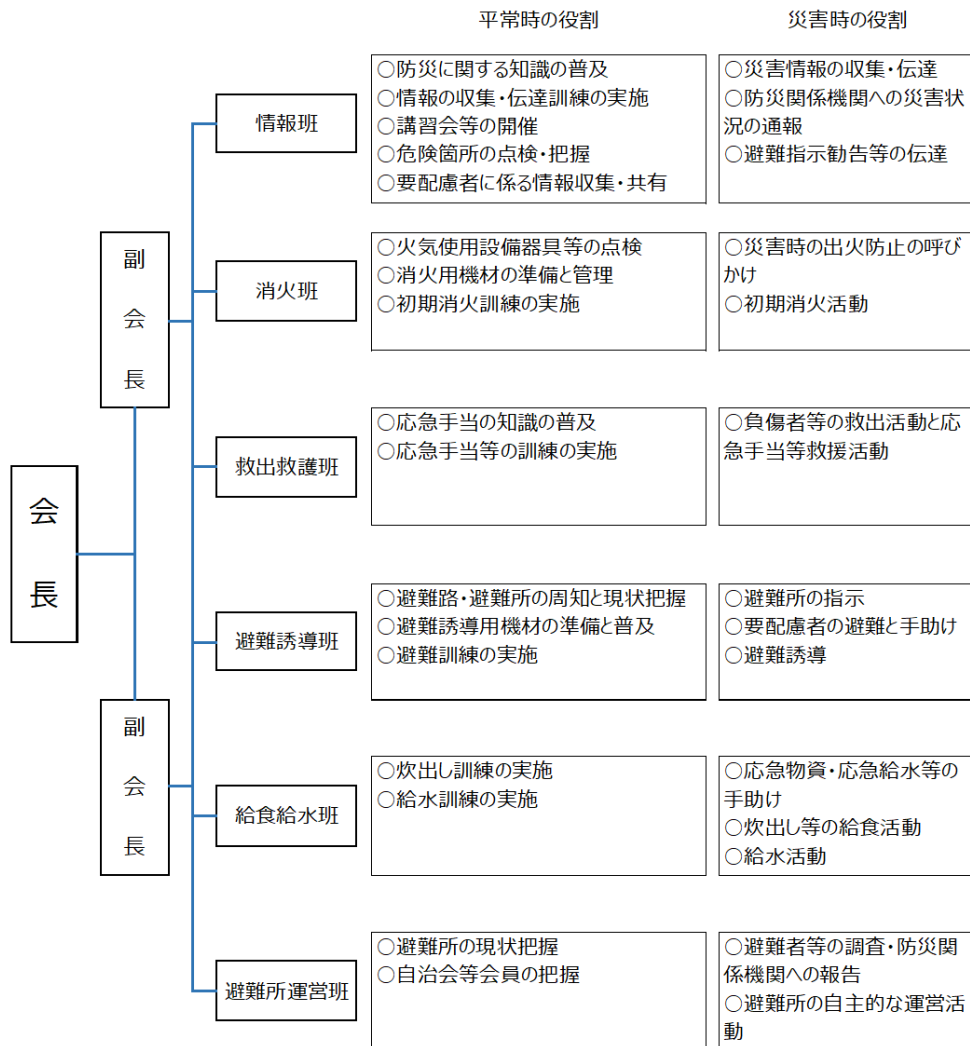
- ・指定避難所「〇〇小学校体育館」「〇〇中学校体育館」
- ・佐渡市の開設（佐渡市避難所運営マニュアルによる）
- ・避難所運営について、3日間は佐渡市で対応するが、3日以上状況が落ち着けば各集落での運営となる。

7 災害復旧

佐渡市、集落自治会、自主防災会と連携しながら復旧に努める。

参考例 本文8

組織図



令和 年度 体制図

組織体制	役職名	氏名
代表者（組織の総括）	会長	
副代表者（総括の補佐）	副会長	
情報班	班長	
	副班長	
消火班	班長	
	副班長	
救出救護班	班長	
	副班長	
避難誘導班	班長	
	副班長	
給食給水班	班長	
	副班長	
避難所運営班	班長	
	副班長	

市が設置した防災施設及び設備（資料）

■防災倉庫

佐渡市役所 防災課 防災安全係の管理

●拠点防災倉庫（3カ所）

- ①両津・・・・・・・・旧給食センター
- ②相川・・・・・・・・相川中学校敷地内
- ③南佐渡・・・・・・・・南佐渡消防署

※【備蓄品】 マット・エアーマット・水・バランスパワー・アルファ化米
スーパーバランス・毛布・災害用トイレ（和式）（洋式）
簡易トイレ組織用セット・組み立て式トイレ・リヤカー
救助工具セット・万能袋・カセット発電機
メタルハライドライト（足つき）・コードリール

●各地域防災倉庫

〇〇地区・・・・・・・・〇〇小学校敷地内（銀倉庫（大）が2棟ある）

※【備蓄品】 マット・エアーマット・水・毛布
バランスパワー（カロリーメイトのようなもの）

■公衆電話・特設公衆電話

●公衆電話

〇〇バス停 付近にあり

●特設公衆電話

〇〇「〇〇センター」にある。

■屋外スピーカー

「〇〇公民館」付近 1基

■水防倉庫

〇〇「〇〇センター」内（特別な建物はない）

土嚢・スコップを保管している。

（大雨による冠水・浸水等の被害を未然に防ぐために、だれでも自由に土嚢を取り出せる。）

参考例 本文10

その他の災害（資料）

	災害種別	通報者	連絡先	電話番号
1	原子力災害		佐渡市	
2	林野火災災害	発見者	佐渡市消防署本部	51-0119
			相川消防署	74-0119
3	油等流失事故災害	発見者	佐渡市消防署本部	51-0119
			相川消防署	74-0119
			佐渡漁業協同組合本所	27-3265
4	海上事故災害 (漂流物含む)	発見者 船舶所有者	佐渡警察署	55-0110
			佐渡市消防署本部	51-0119
			佐渡海上保安署	27-0118
			佐渡漁業協同組合本所	27-3265
5	航空事故災害	発見者	佐渡市消防署本部	51-0119
			佐渡警察署	55-0110
6	道路事故災害	発見者	佐渡市消防署本部	51-0119
			佐渡警察署	55-0110
7	危険物事故災害 (危険物・火薬類・高圧ガス 毒物・有害物質等・放射性物質)	発見者	佐渡市消防署本部	51-0119
			相川消防署	74-0119
			佐渡警察署	55-0110
8	集団事故災害	催事等主催者 施設管理者	佐渡市消防署本部	51-0119
			佐渡警察署	55-0110
9	竜巻等穴風被害	自治会 住民	佐渡市消防署本部	51-0119
			佐渡警察署	55-0110
10	大規模火災	住民 発見者	佐渡市消防署本部	51-0119
			相川消防署	74-0119
			佐渡警察署	55-0110

緊急通報ダイヤル
局番なし（無料）

警察への事件・事故の急報	110番
火事・救助・救急車	119番
海の事件・事故の通報	118番

※この資料は相川地区を想定した例です。

参考例 本文 1 1

避難場所等に関する情報

No.	 指定緊急避難場所	所在地	地震	津波	土砂災害	洪水
1	赤泊総合グラウンド*	赤泊 686-1	●	●		●
2	赤泊陸上競技場	赤泊 2457	●		●	●
3	赤泊多目的グラウンド*	赤泊 2458	●		●	●
4	赤泊臨海運動公園	赤泊 2458	●		●	●

No.	 指定避難場所	所在地	地震	津波	土砂災害	洪水
5	赤泊中学校体育館*	赤泊 2457	○		○	○
6	赤泊自然休養村管理センター	赤泊 2457	○		○	○
7	赤泊総合文化会館*	赤泊 2458	○		○	○
8	赤泊小学校体育館	赤泊 289-1	○	○	○	○
9	赤泊体育館	赤泊 283-1	○			○

No.	 地区避難場所	所在地	地震	津波	土砂災害	洪水
10	上町ふれあいセンター	赤泊 2207-18	○		○	○
11	禅長寺(境内)	赤泊 641-1	●	●	●	●
12	福祉保健センター「やすらぎ」	赤泊 2207-19	○		○	○
13	赤泊会館	赤泊 186				○
14	八幡若宮神社(境内)	赤泊 194	●	●		●
15	荒町会堂	赤泊 287-3	○			○
16	赤泊保育園園庭	赤泊 282-3	●			●
17	赤泊新谷集落センター	赤泊 1130-2	○	○		○

指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されている場所（佐渡市指定）

指定避難場所

災害の滞在、及び被災者が避難生活を送るための施設（佐渡市指定）

地区避難場所

災害及び地域の状況により、地域独自に開設する場所または施設（佐渡市指定）

※この資料は赤泊地区の事例です。

5 地区防災タイムライン

●赤泊自主防災組織タイムライン（水害版）

警戒レベル	気象庁が発表	赤泊地区自主防災組織	住 民
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	命を守るための最善行動とる	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	- 一般住民への避難呼びかけ - 避難誘導開始	一般住民の避難開始 (隣近所への避難呼びかけ)
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	- 地区災害対策本部設置 - 被害、避難状況の全体把握 - 災害時要配慮者の支援開始	災害時要配慮者の避難開始
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報	- 役員へ連絡 - 住民への注意喚起 - 地区の状況確認	非常用持出品の確認
1	早期注意情報	テレビや新潟地方気象台ホームページ等から 情報収集	

●赤泊自主防災組織タイムライン（地震版）※震度5以上を想定

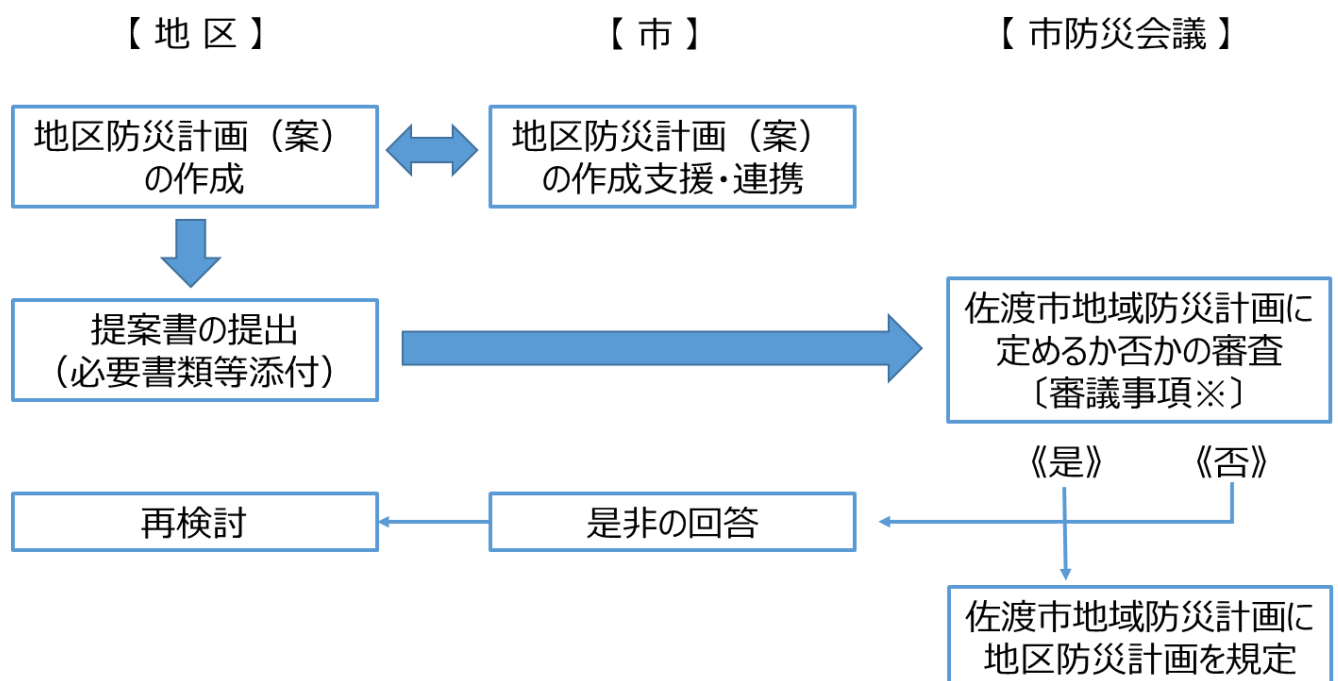
	経過時間	一般的な出来事	赤泊地区自主防災組織	住 民
初動対応	発災直後	- 地震発生 - 建物倒壊、出火が始まる - 停電、断水、ガスが止まる	- 身の回りの安全確認 - 情報収集開始	- 身の回りの安全確認 - 火の元確認、出火防止
	1時間まで	- 救命救急活動 - 火災が拡大 - 二次災害の呼びかけ	- 地区災害対策本部設置 - 安否確認や被害情報収集 - 地区の見回り 開始 - 災害時要配慮者支援	一時避難所へ参集
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	- 避難所開設準備 - 資機材の搬入、設置	避難所へ移動
	1日まで	自衛隊が到着	- 給水、食活動 - 避難者の体調管理	
	3日まで	- 広域火災が鎮火、停電解消 - ボランティア支援開始 - 生き埋めなどの生存低下	- ボランティアと 連携開始 - 在宅避難者の把握と支援	
復旧期	2週間まで	- 行方不明者の捜索完了 - 仮設住宅の建設 - 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	仮設住宅入居開始	地区災害対策本部解散	

※この資料は赤泊地区の事例です。

2 計画提案の方法について

地区防災計画を作成した場合、必要書類を市役所の各支所・行政サービスセンターに提出し、計画提案を行ってください。

作成された地区防災計画（案）は、佐渡市防災会議で佐渡市地域防災計画に定めるかどうか審議します。佐渡市防災会議において佐渡市地域防災計画に定める必要があると認められたときは、地域防災計画の資料編に地区防災計画名等を掲載します。



提案書例

令和 年 月 日

佐渡市防災会議会長

佐渡市長 様

提案者 ○○ ○○

地区防災計画提案書

見出しのことにつきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、佐渡市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

記

1. 計画名称「○○地区防災計画」

2. 提案者

自主防災会・集落等名称

代表者 役職・氏名

代表者住所

代表者連絡先

3. 添付書類

○○地区防災計画（案）

佐渡市地区防災計画 作成例

発行年月：令和6年6月

発行者：佐渡市総務部防災課

電話番号：0259-63-3125

E-mail：s-bosai@city.sado.niigata.jp